

◎感染症の予防及び感染症の患者に対

する医療に関する法律の一部を改正

する法律

(平成二六年一月二一日法律第一一五号)

一、提案理由(平成二六年一月三〇日・参議院厚生労働委員会)

○国務大臣(塩崎恭久君) ただいま議題となりました感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

H7N9型の鳥インフルエンザや中東呼吸器症候群を始めとした新たな感染症が海外において発生しており、これらの感染症に対し、万全の対策を講じることが求められています。また、こうした昨今の感染症の発生状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、感染症に対応する体制を一層強化する必要があります。

このため、新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが

高い鳥インフルエンザ及び中東呼吸器症候群を二類感染症へ追加するほか、一類感染症等の患者等からの検体の採取について定めるなど、感染症に関する情報の収集を強化するための規定を整備し、感染症予防対策の推進を図るとともに、感染症の蔓延防止策の充実を図るため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、鳥インフルエンザについて、新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高いものに限って二類感染症とし、その範囲は政令で血清型を定めることにより特定することとされています。あわせて、中東呼吸器症候群を二類感染症とします。これにより、現在、政令により暫定的に二類感染症に相当する措置を講ずることができることとしているH7N9型の鳥インフルエンザ及び中東呼吸器症候群について、引き続き、これらの感染症が国内で発生した場合に患者の入院等の措置を可能とし、その蔓延の防止を図ることとしております。

第二に、医療機関や感染症の患者等に対して検体等の提出等を要請する制度を創設することとしております。

第三に、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症について、医療機関や患者等からの検体の採

取等の制度を創設することとしております。

第四に、厚生労働省令で定める五類感染症の患者等の検体等の提出を担当させる指定提出機関制度を創設することとしております。

第五に、第二から第四までの制度により入手した検体等について、都道府県知事による検査の実施、厚生労働大臣による検査の基準の策定、厚生労働大臣への結果の報告、厚生労働大臣から都道府県知事に対する提出の要請等について規定を設けることとしております。

このほか、感染症予防対策の推進に対し、必要な事項を定めることとしております。

最後に、この法律案の施行期日は平成二十八年四月一日としておりますが、新たな感染症の二類感染症への追加等については、公布の日から起算して二月を経過した日から施行すること等としております。

以上がこの法律案の趣旨です。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二六年一月七日)

○丸川珠代君 ただいま議題となりました法律案につきまして

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律

て、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、感染症予防対策の推進を図るとともに感染症の蔓延を防止するため、中東呼吸器症候群の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集に関する規定の整備、一類感染症等の患者等からの検体の採取等の制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、感染症に関する医療提供体制の整備の必要性、患者等からの検体採取等における手続の在り方、バイオセーフティーレベル4施設の稼働に向けた取組状況等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年一月六日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置

を講ずるべきである。

一、感染症の患者等に対する検体採取等の勧告及び措置の実施に当たっては、患者等に対する差別や偏見につながるものがないよう十分に配慮すること。また、感染症の検体に係る個人情報等の管理に当たっては、個人のプライバシー保護の観点から、地方自治体、医療機関等に対し、管理システムの維持、取扱基準の遵守の徹底等が厳格に行われるよう必要な支援を行うこと。

二、エボラウイルスを始めとする一種病原体等を取り扱うBSL4施設を指定し稼働させることは、ウイルス変異の確定、治療薬やワクチンの研究開発等に不可欠であり、また国内における研究者の育成にも資することから、地域住民及び関係自治体の理解を得る努力を進め、政府を挙げて指定・稼働に向けた環境整備を速やかに実施すること。

三、原則として各都道府県に一つ指定される第一種感染症指定医療機関がまだ九つの県において指定されていない状況に鑑み、都道府県における感染症指定医療機関の確保を支援し、感染症患者等が必要とする医療提供体制を全国的に整備すること。

四、地方衛生研究所が果たす役割の重要性に鑑み、地方衛生研究所について、感染症対策における位置付けを明確化し、国

立感染症研究所との連携が強化されるよう配慮すること。

五、二類感染症である鳥インフルエンザの範囲について、政令で血清型を定めることにより特定することとしたことを踏まえ、政令に規定する感染症の重篤性及び感染力等を適切に勘案するとともに、後にその評価に変更が生じた場合には、速やかにその類型について見直しの検討を開始すること。

六、エボラ出血熱等の海外における発生の状況を踏まえ、これらの感染症が国内において発生した場合に迅速かつ適切に対応することができるよう、関係機関に対し対応策の周知徹底を図るとともに、学校保健及び産業保健領域を含むあらゆる医療従事者等が研修やシミュレーションを重ねることができるよう必要な支援を行うなど、備えに万全を期すこと。特に、感染症患者等の感染症指定医療機関への搬送については、緊急時における現場の混乱回避のための事前の詳細な実施手順の作成等、その体制整備が図られるよう、必要な支援を行うこと。

七、国民に対して、日頃より、健康に重大な影響を及ぼす感染症に関する正確で分かりやすい情報をインターネット等を通じて随時広く提供したり、医療機関、介護施設、学校等での周知を図るなど、迅速かつ積極的な広報を行い、感染症に対する国民の理解を促すとともに不安の軽減に努めること。

八、国境のボーダーレス化により輸入感染症の拡大が懸念される現状に鑑み、あらゆる感染症の予防・診断・治療に当たることが出来る専門家を育成するため、海外研修制度の充実等の必要な措置を講ずること。

九、地球規模化する感染症問題への対応に当たっては、WHO及び諸外国の関係機関との連携を更に強化し、最新の情報の入手・分析体制を充実させるとともに、都道府県、保健所、検疫所、入国管理局等の関係各機関相互の情報ネットワークを強化すること。
右決議する。

三、衆議院厚生労働委員長報告

(平成二六年一月一四日)

○渡辺博道君 ただいま議題となりました各案について申し上げます。

まず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、感染症予防対策の推進を図るとともに感染症の蔓延を防止するため、中東呼吸器症候群及び新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い鳥インフルエンザを二類感染症

に追加するとともに、感染症に関する情報の収集に関する規定の整備、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る十一月十二日本委員会に付託され、昨日、塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

……………(略)……………
以上、御報告申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律